

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2009 年度第 4 回目)

(記録：事務局)

1. 日 時：2010 年 2 月 4 日（木）10 時～12 時 30 分
2. 場 所：日本建築学会会議室
3. 出席者：委員長 小野徹郎
委 員 安達俊夫、有田桂吉、有馬 賢、池永博威、柿崎正義、神田 孜、
仙田 満、鈴木計夫、松本光平、山口昭一、山本康弘、平山善吉
(敬称略)

4. 提出資料

- 資料No.4-1 前回議事録（案）（2009.11.20）
- 資料No.4-2 建築関係訴訟検討会の開催
- 資料No.4-3 最高裁判所との意見交換会の本会推薦メンバー、最高裁判所林道晴民事局長との懇談会メモ（第1回、第2回）
- 資料No.4-4 「司法支援建築会議」会員候補者の推薦依頼
- 資料No.4-5 最高裁判所林道晴民事局長との懇談会メモ、2010年建築紛争フォーラムの基調講演者推薦依頼についての最高裁判所との打ち合わせ記録等資料
- 資料No.4-6 設計・工事監理業務の構成と完成すべき成果図書（試案）
- 資料No.4-7 第10回講演会「建築紛争における受忍限度」開催結果報告
- 資料No.4-8 2010年度建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」企画案
- 資料No.4-9 修補費用の見積り（仮題）目次案
- 資料No.4-10 2009年度事業報告・決算見込み、2010年度事業計画・予算案
- 資料No.4-11 部会委員改選のお願い
- 資料No.4-12 建築雑誌特集号（案）
- 資料No.4-13 司法支援建築会議会員候補者申し込み

5. 審議事項

I. 確認事項

1. 前回議事録(案)について

事務局から前回議事録案（11 月 20 日）の確認がなされ、P.3 の 3.「運営委員会委員、部会委員の任期満了に伴う改選」の 2 行目を「...り、若返りをはかり出席率の悪い方...」と修正することで承認された。

II. 報告事項

1. 東京地方裁判所建築関係訴訟検討会の開催

事務局から、本日14時から東京地方裁判所にて表記の検討会が開催されるので委員各位にはご出席賜りたいとの依頼がなされた。

2. 最高裁判所第14回建築関係訴訟委員会及び第20回建築関係訴訟委員会分科会の開催

事務局から、3月12日（金）10時から最高裁判所にて表記委員会が開催されるとの報告がなされた。

（意見）

- ・裁判所と司法支援建築会議会員の懇談の場がない。また全国の会員が参集する総会のような会議が必要ではないか。
- 当支援建築会議には今のところ地方組織はないが、北海道のように地域の会員が独自に立ち上げている組織もあるので今後そのような活動を支援していく必要がある。また当会

議の情報発信もさらに強化する必要がある。

3. 「司法支援建築会議と最高裁判所との次世代検討会(仮称)」の設置

小野委員長より以下の報告がなされた。

・12月16日に最高裁林民事局長が就任挨拶に来会された際に、林局長から「建築界と法曹界との更なる協力関係の強化、現状で生じている建築慣行に起因する建築紛争の課題等に、より機動的に対応していくことの必要性について共通の認識を得るとともに、これらの課題について、率直な意見交換を行うために世代的・地域的・専門分野的に幅広く、特に実務で活躍されている建築関係者をご推薦いただきたい」旨の依頼がなされた。その後正式な依頼文書も送られてきたので、本支援建築会議会長の佐藤滋会長とも相談して以下の方々を推薦した。

・小野徹郎（梶山女学園大学教授）、大井清嗣（（株）建築支援 代表取締役）、大森文彦（大森法律事務所・弁護士）、櫻井一弥（東北大学大学院工学研究科助教）、竹市尚広（竹中工務店設計本部）、深尾仁（大成建設(株)技術センター建築技術研究所部長）

（意見）

- ・メンバーとして普及・交流部会から宇於崎勝也氏（日本大学理工学部）を推薦したい。
- ・12月16日の最高裁林局長との懇談事項の中で「一番の問題は設計図書の不備」とあるが、この問題はアトリエ系の設計者に問題があり、現場記録や打ち合わせメモが一切ないケースがある。この検討会には住宅系の方に入ってもらったほうがよい。
- ・最高裁には、学会で「設計図書の整備」について検討してもらいたいとの期待があるのではないか。
- ・最高裁とこの運営委員会が懇談できる場を設けてもよい。

4. 「司法支援建築会議」会員候補者の推薦依頼

事務局から、司法支援建築会議運営規程第4条により、1月25日付で学会機関（理事・支部長・常置調査研究委員会委員長）ならびに当会議運営委員会委員に会議会員の推薦依頼をしたとの報告がなされた。

5. 2010年度「建築紛争フォーラム」の基調講演者として最高裁に裁判官派遣依頼経緯

柿崎普及・交流部会長から、12月15日に表記の依頼で最高裁朝倉第二課長との打合わせ経緯の説明がなされ、また事務局より12月16日と1月21日の林民事局長との懇談事項の中で次年度の建築紛争フォーラムへの裁判官派遣に関する内容について説明がなされた。

検討の結果、裁判官派遣の件については最高裁林局長の提案にあるように、上記3.で設置する検討会で地方裁判所と司法支援建築会議会員の交流のあり方に含めて検討することにした。

6. 部会報告

(1) 調査研究部会

松本部会長から、「設計・工事監理業務の構成と完成すべき成果図書（試案）」が、ほぼ完成したのでご意見を賜りたいとの説明がなされた。

（意見）

- ・「調査企画」と「基本構想」は調査業務あり役所の中では予算の出所が異なる。
→対象を大規模建築物ではなく小規模の戸建て住宅としている。「調査企画」と「基本構想」は基本設計に含まれると考える。
- ・設計業務は建物の大小にかかわらず同じ。中分類は「基本計画」と「基本設計」にすべき。
検討の結果、種々意見が出されたのでご意見や修正提案を2週間以内に事務局までお送り

いただき、次回修正案を提出いただくことにした。

(2) 普及・交流部会

柿崎部会長から、第10回講演会「建築紛争における受忍限度」の開催結果（参加者125名）2010年度紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争」の企画案の説明がなされた。

(3) 修補工事費の見積り方法検討小委員会

池永主査から、鑑定・調停の場で瑕疵修補の見積もりが必要になるので建築の専門家でなくともある程度判断できるように、建築紛争ハンドブックを補足するような資料としたいとの説明がなされた。

(意見)

- ・補修しても100%もとに戻るわけではない。どの程度で満足してもらえるかも検討してもらいたい。
- ・裁判所として瑕疵修補にどの程度の費用が妥当かの目安になる。

□.審議事項

1. 2009年度事業報告・決算見込み、2010年度事業計画・予算案

事務局から、2009年度の事業報告と決算見込み、ならびに2010年度の事業計画・予算案の報告がなされた。

(関連意見)

- ・地方組織の立ち上げのために地方から1名委員として運営委員会に出席するために旅費を予算化してはどうか。
- ・近畿の場合は地裁から依頼がある場合には支部が対応しており特に組織があるわけではない。支部より事情はかなり違う。
- ・最高裁の資料によると建築分野は医療分野に比べまだまだ審理期間が長い。地方の裁判所を支援することにより短くなる可能性がある。

検討の結果、2009年度事業報告・決算見込み、2010年度事業計画・予算案を承認することとし、上記のご意見については2011年度の予算作成の段階で検討することにした。

2. 運営委員会委員、部会委員の任期満了に伴う改選

小野委員長から、運営委員会委員の任期満了に伴う運営委員の改選について、前日も議論したとおり運営委員会の若返りをはかることと出席率の悪い方に交代していただく方向で検討中であり、次回報告するとの説明がなされ了承した。

3. 建築雑誌特集提案

小野委員長から、当初総合論文誌に特集企画を考えていたが建築紛争の論文が集まるかどうかの不安もあり、建築雑誌の特集に切り替えた。刊行時期は2011年4月頃、原稿締め切りは2010年11月頃を予定しているとの説明がなされた。以下企画の概要。

タイトル「日本建築学会司法支援会議10周年記念特集号」

1. 日本建築学会司法支援建築会議10年の歩み
2. 建築訴訟の現状
3. 法曹界からみた建築紛争の現状
4. 建築紛争の事例研究
5. 建築訴訟における問題点
6. 建築訴訟と建築学会規準・指針
7. 建築訴訟における専門家の役割
8. 司法支援建築会議の今後の役割と展開

(意見)

- ・過去に鑑定書の学術的評価ができないかが検討された。その意味で総合論文誌の特集と

- することに意味があるのではないか。
- 論文を公募すると集まらない心配がある。論文を出すには学術推進委員会に研究委員会を作らなければならない。
- ・論文集に司法支援部門を作ってはどうか。
 - ・受忍限度は今後の建築紛争では重要。どこかに入れてはどうか。
- 4.の事例研究の「戸建て住宅を巡る建築紛争」に中で扱ってはどうか。
- ・設計・監理の問題は事例研究の中で扱ってはどうか。
 - ・全体の印象としてはボリュームが多すぎるのではないか。
 - ・6.「建築訴訟と学会規準・指針」は、学会答申「規準・仕様書のあり方検討報告書」との兼ね合いを考える必要がある。また各項目は訴訟との関係をあまり書かないほうがよい。
 - ・民事訴訟が中心であるが行政訴訟は含めるか。
- 基本的には行政訴訟は避け民事訴訟に限定したい。裁判所は行政訴訟の支援は必要ないと立場。
- ・当支援建築会議の立場は原告・被告のどちらかを支援することではなく、裁判所を支援する組織である。そのことが当会議会員に十分浸透していないようだ。住まいづくり支援建築会議とは違うところである。この特集の中で冒頭にでも当支援建築会議の立場を明確に書いてもらいたい。
- 検討の結果、本日のご意見をもとに目次案を修正いただくとともに、会誌編集委員会に特集企画を申し入れることにした。

4. 司法支援建築会議会員候補者の申し込み

事務局から、塩原達郎氏の会議会員の申し込みについて説明がなされ、検討の結果申し込みを承認し理事会には諮ることにした（3月理事会）。

5. その他

平山委員から、東京地裁の建築の調停委員数は115名でそのうち学会の司法支援建築会議会員は73名である。今後さらに会議会員数を増やし学会が推薦する調停委員数を増やす必要があること、また当会議会員が私的鑑定をしているケースもあり、会議会員に就任する際に当会議の役割や会員の厳正中立性について十分ご理解いただく必要があるとの説明がなされた。

□. 次回開催

- ・日時：2010年3月12日（金）14時～17時
- ・場所：建築学会会議室

以上